

掛川市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、静岡県知事から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年4月11日

掛川市長 松井三郎

1 都市計画の種類及び名称

東遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 縦覧期間

平成28年4月11日（月）から平成28年4月25日（月）まで（閉庁日を除く。）

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

4 縦覧場所

掛川市役所都市建設部都市政策課

（郵便番号436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1）